

# 令和7年度介護保険施設等の 運営における留意事項について (運 営 関 係)



東大阪市福祉部指導監査室法人・高齢者施設課

# 1. 令和6年度末で経過措置期間が 終了した事項について



# ・業務継続計画未策定減算の経過措置が終了

対象：居宅指導療養管理と特定福祉販売を除く全サービス

## 1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

| 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】 |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|--|
| ○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】                                                                                                                                                                                                                   |                                 |  |
| 単位数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                 |  |
| <div><div>&lt;現行&gt;<br/>なし</div><div>▶</div><div><div>&lt;改定後&gt;<br/>業務継続計画未実施減算<br/>施設・居住系サービス<br/>その他のサービス</div><div>所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）<br/>所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）</div></div><p>※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。</p></div> |                                 |  |
| 算定要件等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                 |  |
| ○ 以下の基準に適合していない場合（新設）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                 |  |
| ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること                                                                                                                                                                                                                                                          |                                 |  |
| ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                 |  |
| ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。                                                                                                                                                                                                                |                                 |  |
| ○ 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。                                                                                     |                                 |  |

# ・身体的拘束等の適正化の措置の義務化

## 対象：短期入所系サービス

### 1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進①

#### 概要

【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

○ 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。

ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】

イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

### 1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進②

#### 単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

<現行>  
なし



<改定後>

**身体拘束廃止未実施減算** 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

## ・協力医療機関連携加算に係る経過措置が終了

対象：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

協力医療機関連携加算をとっている場合、要件をすべて満たす場合はこれまで1月100単位でしたが、令和7年度より1月50単位に変更になります。

### 1. (3) ② 協力医療機関との定期的な会議の実施

| 概要                                                                                                                                                                                                                     | 【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】 |                                                          |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|--|
| <p>○ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護について、協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入所者または入居者（以下「入所者等」という。）の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に行うことを評価する新たな加算を創設する。</p> <p>○ また、特定施設における医療機関連携加算について、定期的な会議において入居者の現病歴等の情報共有を行うよう見直しを行う。【告示改正】</p> |                                                                                           |                                                          |  |
| 単位数                                                                                                                                                                                                                    | 【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院】                                                   |                                                          |  |
| <p>&lt;現行&gt;<br/>なし</p>                                                                                                                                                                                               | <p>&lt;改定後&gt;<br/>協力医療機関連携加算<br/>協力医療機関が(1)右記の①～③の要件を満たす場合<br/>(2)それ以外の場合</p>            | <p>100単位/月(令和6年度) 50単位/月(令和7年度～) (新設)<br/>5単位/月 (新設)</p> |  |
| 【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護】                                                                                                                                                                                        |                                                                                           |                                                          |  |
| <p>&lt;現行&gt;<br/>医療機関連携加算<br/>80単位/月</p>                                                                                                                                                                              | <p>&lt;改定後&gt;<br/>協力医療機関連携加算<br/>協力医療機関が(1)右記の①、②の要件を満たす場合<br/>(2)それ以外の場合</p>            | <p>100単位/月 (変更)<br/>40単位/月 (変更)</p>                      |  |
| 【認知症対応型共同生活介護】                                                                                                                                                                                                         |                                                                                           |                                                          |  |
| <p>&lt;現行&gt;<br/>なし</p>                                                                                                                                                                                               | <p>&lt;改定後&gt;<br/>協力医療機関連携加算<br/>協力医療機関が(1)右記の①、②の要件を満たす場合<br/>(2)それ以外の場合</p>            | <p>100単位/月 (新設)<br/>40単位/月 (新設)</p>                      |  |
| <div>（協力医療機関の要件）<br/>① 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。<br/>② 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。<br/>③ 入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</div>                |                                                                                           |                                                          |  |
| 算定要件等                                                                                                                                                                                                                  | ○ 協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っていること。 (新設)                            |                                                          |  |

- ・重要事項説明書を書面掲示に加え、  
ウェブサイト掲載公表することの義務化  
対象：全サービス

## 5. ① 「書面掲示」規制の見直し

### 概要

【全サービス】

- 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】【告示改正】【通知改正】

（※令和7年度から義務付け）

# ・ 令和 7 年度以降も経過措置中の制度



# ・特定施設入居者生活介護の口腔衛生管理の強化 (令和8年度まで) 対象:特定施設入居者生活介護

## 2.(1) ⑰ 特定施設入居者生活介護における口腔衛生管理の強化

### 概要

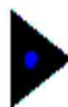
【特定施設入居者生活介護★】

- 全ての特定施設入居者生活介護において口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、入居者の状態に応じた適切な口腔衛生管理を求める観点から、特定施設入居者生活介護等における口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で、基本サービスとして行うこととする。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

### 単位数

<現行>

口腔衛生管理体制加算 30単位/月



<改定後>

廃止

## ・協力医療機関との連携(令和8年度まで)

(対象:介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院)

### 1. (3) ⑬ 協力医療機関との連携体制の構築

#### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。【省令改正】
  - ア 以下の要件を満たす協力医療機関（⑬については病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）。その際、義務付けにかかる期限を3年とし、併せて連携体制に係る実態把握を行うとともに必要な対応について検討する。
    - ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
    - ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
    - ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
  - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
  - ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

#### 概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★】

- 高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。【省令改正】
  - ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。
    - ① 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
    - ② 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。
  - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
  - ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めることとする。

- **利用者の安全や介護サービスの質を確保、職員の負担軽減を検討する委員会設置について（令和8年度まで）**

## 概要

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

## ・令和7年度から施行

対象：短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護医療院

### 4.(1)⑨ 多床室の室料負担

#### 概要

【短期入所療養介護★、介護老人保健施設、介護医療院】

- 「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設並びに「Ⅱ型」の介護医療院について、新たに室料負担（月額8千円相当）を導入する。【告示改正】

## 2. 令和6年度介護報酬改定について

- ・ 対象：全サービス
- ・ 厚生労働省のホームページに令和6年度の介護報酬改定に関する通知等が掲載されております。
- ・ 関係するサービスや事業所で算定している加算の要件等について、再度ご確認ください。

厚生労働省：令和6年度介護報酬改定について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html)

### 3. 加算等の算定要件について のお願い



## ①サービス提供体制強化加算 対象：全サービス

- ・サービス提供体制強化加算を届け出た事業所において、翌年度以降においても引き続き同じ区分を算定する場合、算定する年度の前年度(3月を除く。)の職員の割合の平均が、算定要件を満たしているかどうかを必ず確認したうえ、算定根拠資料を事業所内で保管してください。
- ・なお、確認の結果、算定要件を満たしていないことが判明した場合は、速やかに当該加算の取り下げを行ってください。

## ②・日常生活継続支援加算

(対象：介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

### ・入居継続支援加算

(対象：特定施設入居者生活介護)

・日常生活継続支援加算及び入居継続支援加算を届け出た事業所において、届出月の翌月以降においても、事業所において入所者の割合や職員の割合が算定要件を満たしているかどうかを毎月必ず確認したうえで算定根拠資料を事業所内で保管してください。

・なお、確認の結果、算定要件を満たしていないことが判明した場合は、速やかに当該加算の取り下げを行ってください。

## 4. 科学的介護情報システム(LIFE)について対象:全サービス

科学的介護情報システム(LIFE)について(厚生労働省HP)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/000019809400037.html>

※1 履歴操作マニュアル・よくあるご質問等

<https://life-web.mhlw.go.jp/help>

(「様式情報の登録等の操作方法を知りたいとき」「5.2.2 様式情報の履歴を見る」参照)

※2 科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(老老発0315第4号)

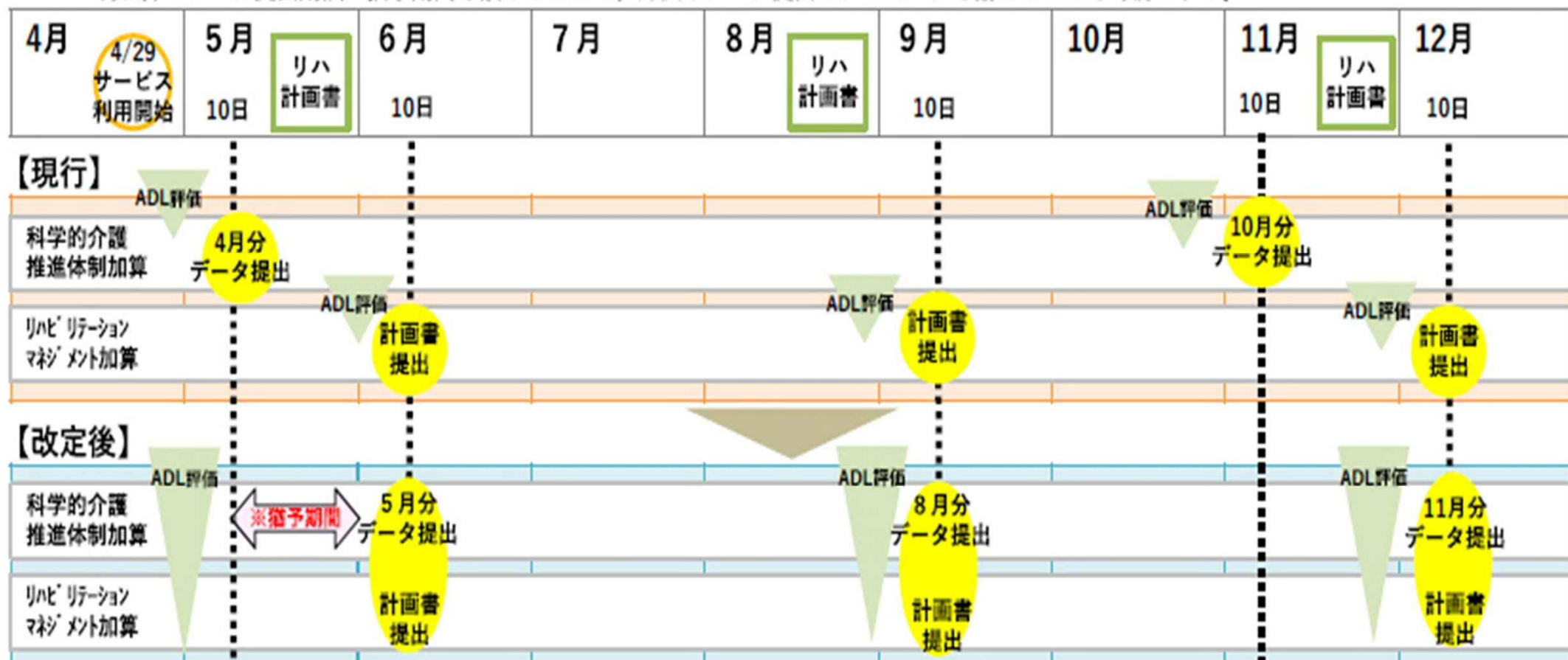
<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/001233448.pdf>

## LIFEへのデータ提出頻度の見直し（イメージ）

- 各加算のデータ提出頻度について、サービス利用開始月より入力を求めている加算もあれば、サービス利用開始後の計画策定時に入力が必要な加算もあり、同一の利用者であっても算定する加算によって入力のタイミングが異なり、事業所における入力タイミングの管理が煩雑となっている。
- LIFEへのデータ提出について、「少なくとも3か月に1回」と統一する。
- また、同一の利用者に対して複数の加算を算定する場合のデータ提出頻度を統一できるよう、例えば、月末よりサービス利用を開始する場合であって、当該利用者の評価を行う時間が十分確保できない場合等、一定の条件の下で、提出期限を猶予する。

### 例：同一の利用者に科学的介護推進体制加算及びリハビリテーションマネジメント加算を算定する場合

- 現在、科学的介護推進体制加算はサービス利用開始月とその後少なくとも6月に1度評価を行い、翌月の10日までにデータを提出することとなっており、リハビリテーションマネジメント加算はリハビリテーション計画書策定月、及び計画変更月に加え、少なくとも3月に1度評価を行いデータを提出することとなっている。いずれの加算にもADLを含め同じ評価項目が含まれている。
- これらの加算の提出タイミングを少なくとも3月に1度と統一するとともに、例えば、月末にサービスを開始した場合に、科学的介護推進体制加算のデータ提出期限に猶予期間を設けることで、評価やデータ提出のタイミングを揃えることを可能とする。



(※) 一定の条件の下で、サービス利用開始翌月までにデータ提出することとしても差し支えない。ただし、その場合は利用開始月は該当の加算は算定できないこととする。

## 5. 定員超過利用・人員欠如の留意点について

### 対象：全サービス

算定要件に「定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。」が規定されている加算について、定員超過利用や人員基準欠如による減算が行われているか否かに関わらず、定員超過利用・人員基準欠如に該当する月については、要件を満たさないことになりますので、ご注意ください。

## 【例】

5月に介護職員の員数が欠如(欠如の割合が1割以下)となり、6月に解消された場合の取扱い。

介護職員の人員基準欠如の割合が1割未満の場合、その翌々月から解消月まで減算となるが、翌月の末日までに人員基準を満たすようになっていれば、人員基準欠如による減算は行われなない。(5月6月分ともに人員基準欠如による減算なし。)

ただ、5月に人員基準欠如となっている状態であるため、算定要件に「人員基準欠如に該当しないこと。」が規定されている加算(サービス提供体制強化加算など)については、5月分の算定をすることができない。

また、介護老人保健施設においては、「人員基準欠如に該当しないこと。」に該当した場合、基本サービス費のいわゆる基本型及び在宅強化型の算定ができなくなるため、当該月の基本報酬はその他型の算定になってしまい多くの加算が算定できなくなりますので特にご注意ください。

## 6. 身体的拘束等に係る取り扱いについて

### 対象：全サービス

① 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはなりません。なお、「緊急やむを得ない場合」とは、次の3つの要件を満たすかを組織的に判断した場合です。

#### 〔切迫性〕

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

#### 〔非代替性〕

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

#### 〔一時性〕

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

- ② 各サービスの基準において、次に掲げる措置を講じなければなりません。
- 1 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
  - 2 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - 3 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  
指針に盛り込むべき項目は次のア～キの通りです。  
特に「力」の記載漏れが多く見受けられますのでご注意ください。
  - 4 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施すること。

- ア 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- イ 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ウ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- エ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- オ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- カ **利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針**
- キ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

## 7. 身体拘束廃止未実施減算について

### 対象：全サービス

身体的拘束廃止未実施減算についてですが、利用者に対して身体的拘束等を行う場合の記録をおこなっていない場合、身体的拘束等をおこなっているか否かに関わらず

- ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない場合
- ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない場合
- ③身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合

には、判明した月の翌月から最低3カ月間、身体的拘束廃止未実施減算として基本サービス費の100分の10に相当する単位数の減算となります。その場合は速やかに改善計画を提出し、判明月から3カ月後に改善状況を報告する必要があります。

## 8. 地域密着型サービスの不適切な利用について

### 対象：地域密着型サービス事業者

地域密着型サービスは、原則として、事業所が所在する市町村に居住しており、当該市町村の被保険者として介護保険料を納めている者が利用できるサービスです。  
地域密着型サービスを利用するために、地域密着型サービス事業所へ直接住所を移すことや、住んでいる実態や住む予定のないところに住所を移すことで、被保険者証を取得することは不適切です。もしこのような事例が発覚した場合には、**指導対象となり、介護給付費の支給が認められません。**

特に(介護予防)認知症対応型共同生活介護や地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に入居の手続きの際には、住所が東大阪市の場合でも住所地特例施設(有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など)に入居している場合には、他市の被保険者であることも考えられますので、必ず介護保険の被保険者証で東大阪市の被保険者であることの確認を徹底してください。

## 9. その他お知らせ 対象:介護老人保健施設

令和4年度より業務効率向上のため介護老人保健施設の運営指導を2日に分けて実施しています。

2日間にかけて、介護老人保健施設、(介護予防)短期入所療養介護サービス、(介護予防)通所リハビリテーションサービスを実施しています。

ご協力よろしくお願いします。



## 10. サービス種別 事故報告内訳について

昨年度に受付したサービス種別事故報告の内訳を載せています。概ね、**どのサービスも「転倒」の事故種類の件数が最も多い事故原因**となっています。対策しても防ぎきれない事故もありますが、次ページの表を参考に今後の運営事業および介護事故防止等にご活用ください。



## 令和6年度（サービス種別事故報告内訳について）

### 1. 特別養護老人ホーム・短期入所生活介護

|    |        |      |      |
|----|--------|------|------|
| 1位 | 転倒     | 72件  | 54%  |
| 2位 | 転落     | 18件  | 13%  |
| 3位 | 不明（骨折） | 15件  | 11%  |
|    |        | 他29件 | 22%  |
|    | 計      | 134件 | 100% |

### 2. 介護老人保険施設・短期入所療養介護・通所リハビリテーション

|    |         |      |      |
|----|---------|------|------|
| 1位 | 転倒      | 48件  | 56%  |
| 2位 | 食中毒・感染症 | 13件  | 15%  |
| 3位 | その他（骨折） | 10件  | 12%  |
|    |         | 他15件 | 17%  |
|    | 計       | 86件  | 100% |

#### 食中毒・感染症 種別ごとの件数

|              |       |         |
|--------------|-------|---------|
| 新型コロナウイルス感染症 | R6年4月 | 1件      |
|              | 5月    | 1件      |
|              | 7月    | 1件      |
|              | 8月    | 3件(続報含) |
|              | 9月    | 1件      |
| インフルエンザ      | R7年3月 | 2件      |
|              | R7年1月 | 4件      |
| ノロウイルス       | R7年1月 | 1件      |

### 3. 特定施設入居者生活介護・短期入所生活介護

|    |         |      |      |
|----|---------|------|------|
| 1位 | 転倒      | 51件  | 58%  |
| 2位 | その他     | 10件  | 11%  |
| 3位 | 不明（骨折等） | 8件   | 9%   |
|    |         | 他19件 | 22%  |
|    | 計       | 88件  | 100% |

#### その他内訳

|      |    |
|------|----|
| 骨折   | 3件 |
| 裂傷   | 1件 |
| 擦過傷  | 1件 |
| 誤嚥   | 1件 |
| 落薬   | 1件 |
| 離脱   | 1件 |
| 身体拘束 | 1件 |
| 誤配膳  | 1件 |



#### 4.介護医療院

|    |     |    |
|----|-----|----|
| 1位 | その他 | 1件 |
|    | 計   | 1件 |

#### 5.地域密着型介護老人福祉施設

|    |         |    |      |
|----|---------|----|------|
| 1位 | 転倒      | 6件 | 86%  |
| 2位 | 誤薬・与薬もれ | 1件 | 14%  |
|    | 計       | 7件 | 100% |

#### 6.認知症対応型共同生活介護

|    |     |     |      |
|----|-----|-----|------|
| 1位 | 転倒  | 29件 | 47%  |
| 2位 | その他 | 15件 | 24%  |
| 3位 | 不明  | 7件  | 11%  |
|    | 他   | 11件 | 18%  |
|    | 計   | 62件 | 100% |

#### 7.軽費・養護・ケアハウス（特定除く）

|    |         |    |      |
|----|---------|----|------|
| 1位 | 転倒      | 5件 | 72%  |
| 2位 | 不明（骨折）  | 1件 | 14%  |
| 3位 | 食中毒・感染症 | 1件 | 14%  |
|    | 計       | 7件 | 100% |

食中毒・感染症 種別ごとの件数

|              |        |    |
|--------------|--------|----|
| 新型コロナウイルス感染症 | R7年 3月 | 1件 |
|--------------|--------|----|

誤配膳

1件

その他内訳

骨折 6件  
 離設 3件  
 死亡(病死) 3件  
 滑落 1件  
 打撲 1件  
 補聴器破損 1件

不明内訳

骨折 5件  
 肋骨ひび疑い 1件  
 離設 1件

ご清聴ありがとうございました。